

第 3 6 号議案

豊川市消防団条例の一部改正について

豊川市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市消防団条例の一部を改正する条例

豊川市消防団条例（昭和 6 0 年豊川市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第10条関係） ア 基本団員の年額報酬		別表（第10条関係） ア 基本団員の年額報酬	
階級	報酬額（年額）	階級	報酬額（年額）
団長	172,000円	団長	170,000円
副団長	145,000円	副団長	143,000円
分団長	69,000円	分団長	67,000円
副分団長	59,000円	副分団長	57,000円
部長	45,000円	部長	42,000円
班長	43,000円	班長	40,000円
団員	41,000円	団員	38,000円
イ 基本団員及び支援団員の出勤報酬 表（略） 備考（略）		イ 基本団員及び支援団員の出勤報酬 表（略） 備考（略）	

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消防団員の処遇改善を図るため、年額報酬を見直す必要があるからである。